

山形県工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、研究活動の不正行為が、山形県の社会的信用を失墜させ本県の研究活動全体に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることに鑑み、山形県工業技術センター（置賜試験場及び庄内試験場を含む。以下、三機関を合わせて「センター」という。）における適正な競争的資金による研究活動に資するため、不正の防止等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配分機関 国又は国が所管する国立研究開発法人等、競争的資金を配分する県以外の機関をいう。
- (2) 競争的資金 配分機関から交付される公募型を中心とした研究資金をいう。
- (3) 研究者 センターの職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (4) 事務職員 センターの職員のうち、事務に従事している者をいう。

2 この要綱において「不正行為」とは、研究の立案から実施、成果の取りまとめ等の各過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによりなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 同一内容とみなされる論文を複数の雑誌等に投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含める、若しくは著者としての資格を有する者を除外する等の行為。
- (6) 競争的資金の不適切な使用 実態と異なる謝金や賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求等、関係法令や県の関係規程、競争的資金の配分機関の定め等に違反して競争的資金を使用すること。

(行動規範)

第3条 センターに所属する全ての職員は、別に定める研究活動の不正行為防止に関する行動規範を遵守しなければならない。

(運営管理体系)

第4条 センターにおける競争的資金の運営・管理及び研究活動に関する権限と責任の体系は以下のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者はセンター所長とし、センターを統括する権限を持つとともに、研究活動の運営管理について最終責任を負うものとする。

- (2) 統括管理責任者は事務職員のセンター副所長とし、最高管理責任者を補佐するとともに、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する実務上の権限と責任を持つものとする。
 - (3) コンプライアンス推進責任者は研究者のセンター副所長及び各試験場長とし、センターにおける研究活動の運営についての権限と責任を持つものとする。
 - (4) コンプライアンス推進副責任者は別途定める運営・管理体制のとおりとし、コンプライアンス推進責任者を補佐し、各部署における研究活動の運営に関わる実務を遂行するものとする。
 - (5) 不正行為防止計画推進部署は研究企画部とし、第3項に掲げる不正防止計画を推進するものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金の運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。
 - 3 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な不正防止計画を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。
 - 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる責務を負う。
 - (1) 不正防止計画を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、研究倫理教育責任者として、別途定める実施要領に基づき、競争的資金の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、実施状況を確認する。
 - (3) センター職員が競争的資金等の管理・執行を適切に行っているかモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(競争的資金の事務処理手続き)

- 第5条 競争的資金の事務処理手続きに関するルールについては、山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）、山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年山形県訓令第49号）等関連規程の定めるところによる。
- 2 統括管理責任者は、競争的資金の事務処理に関して、研究者と事務職員との間の統一的な理解を図るため、次に掲げる事項の整備を図るものとする。
 - (1) 競争的資金の事務処理に関する研究者と事務職員の分担について、センター内の合意形成を図るものとする。
 - (2) 山形県財務規則等関連規程と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制を整備し、定期的にチェックするものとする。
 - (3) センターが定める事務分掌と業務分担の実態との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 事務処理手続きに関する相談窓口を、センターが属する区域を所管する総合支庁総務企画部総務課出納室とし、研究遂行を効率的に支援する。
 - 4 統括管理責任者は、別途定める実施要領に基づき、取引実績やリスク要因等を考慮し必要と認められる業者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。ただし、山形県会計

課が審査・管理する競争入札参加資格者名簿に登録済みの業者は、誓約書の提出があったものとみなす。

5 前項の誓約書には、次に掲げる各号の項目を含むものとする。

- (1) 山形県の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) センター職員から不正な行為の依頼があった場合には通報すること。

(競争的資金の適正な運営・管理活動)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金の適正な予算執行を行うため、次に掲げる事項により競争的資金の実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、運営管理するものとする。

- (1) コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を概ね四半期毎に把握することとし、実態に即していない場合、若しくは著しく遅れていると判断した場合、関係者に対し改善を勧告するものとする。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を常に把握しておくものとする。
- (3) 物品の購入等にあたっては、複数人により事務処理を行うことで内部チェックを図り、公明性を高める観点から、その発注については事務職員の確認を得た上で研究担当職員が行い、履行確認については発注者よりも上位の職員が検収するものとする。
- (4) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づき行うものとする。
- (5) コンプライアンス推進責任者は研究者の出張計画の実行状況、日々雇用職員等の勤務状況等の管理体制を整備するものとする。
- (6) 前各号の規定によらない場合は、コンプライアンス推進責任者が別途定めるものとする。

(内部監査)

第7条 競争的資金の適正な運営・管理のため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査に係る事務は、研究企画部が所掌する。
- 3 内部監査の対象は、競争的資金により行われた前年度又は今年度の研究活動とする。
- 4 内部監査は、会計書類の検査及び購入物品の使用状況に関する研究担当者からのヒアリング等により行うものとする。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第8条 統括管理責任者は、競争的資金の運営管理を適切に行うため、競争的資金の使用に関する取扱いについて研究者及び事務職員に周知を図るものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、競争的資金の適正な使用について、研究者及び事務職員が自覚し行動することができるよう、次に掲げる事項によりその意識向上を図るものとする。
 - (1) 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、競争的資金は公的資

金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。

(2) 事務職員は専門的能力を持って競争的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を浸透させる。

3 別途定める実施要領に基づき、競争的資金の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員は、第4条第4項に掲げる研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。

4 前項に掲げるコンプライアンス教育を受講した全ての研究者及び事務職員は、教育内容を理解したこと等を明記した誓約書をコンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。当該誓約書には、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(1) 山形県及び配分機関が定める諸規則等を遵守すること。

(2) コンプライアンス教育の内容を理解し、研究活動における不正行為を行わないこと。

(3) 規則等に違反し、研究活動における不正行為を行った場合は、山形県や配分機関からの処分及び法的な責任を負担すること。

(データの保存と開示)

第9条 研究活動によって得られた研究データは、研究成果に対して、第三者による科学的根拠に基づく検証可能性を担保できる方法で、各職員が整理・保存するものとする。

2 研究データの保存期間は、データの性質や研究分野の特性等を踏まえ、研究終了年度の翌年度から原則として5年間を下回らない範囲で、各研究者が設定するものとする。

3 研究者は、第14条に定める予備調査、第15条に定める本調査において、データの開示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(受付窓口の設置)

第10条 研究活動の不正行為に関する通報及び告発については、以下により受け付けるものとする。

(1) 機関内外からの通報又は告発の窓口を研究企画部に置くものとし、広聴事案取扱要綱に基づき取扱うものとする。

(2) 通報又は告発する者が山形県職員等の場合には前記に代えて山形県職員等公益通報制度実施要綱に定める通報窓口とする。

(告発の取扱い)

第11条 不正行為に係る通報又は告発(以下、「告発」という。)を行う者(以下、「告発者」という。)は、受付窓口に対し、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等を通じて告発を行うことができる。

2 受付窓口は、告発があった場合には、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為に関する告発のうち、告発者の氏名、告発者の連絡先、不正行為に関与した者、不正が行われた時期、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、調査対象を特定できるもののみを受け付けるものとする。

4 最高管理責任者は、前項に関わらず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に

応じて、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。

- 5 最高管理責任者は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受付けたか否かについて通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、告発の意思を明示しない相談について、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談について、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 8 最高管理責任者は、センターが被告発者の所属する研究機関でない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができるものとする。

（告発者・被告発者の取扱い）

第12条 告発を受けた受付窓口の担当者は、告発者及び告発内容等の秘密を守らなければならない。

- 2 最高管理責任者は、第14条に規定する予備調査又は第15条に規定する本調査を行う場合は、その調査結果を公表するまで、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定があった場合は、懲戒処分、刑事告発等があり得ることを周知する。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し不利益となる取扱いを行わないものとする。
- 5 最高管理責任者は、単に告発されたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止する等、被告発者に対し不利益となる取扱いを行わないものとする。

（告発の受付によらないものの取扱い）

第13条 受付窓口で告発の意思を明示しない相談があった場合、センターの判断で当該事案の調査を開始することができるものとする。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合、センターに告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 3 センターの研究活動に係る不正行為の疑いがインターネット上に掲載された場合、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、センターに告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。

（予備調査）

第14条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が疑われる告発を受付けた場合は、速やかに統括管理責任者を長とする予備調査委員会を組織し、告発された不正行為が行わ

れた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データや実験ノート、実験試料・試薬等研究成果の事後の検証を可能とする各種資料の保存期間を超えているか否か等、告発内容の合理性及び調査可能性について予備調査を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、告発を受付けた日から30日以内に本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第15条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に本調査を実施することを通知し、調査への協力を求めるものとする。当該調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に、告発者が特定されないよう配慮する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関並びに関係省庁及び関係機関に対し、本調査を行う旨を報告するものとする。その際は、調査方針、調査対象及び方法等について協議するものとする。

(研究不正調査委員会)

第16条 最高管理責任者、本調査の実施決定から30日以内に研究不正調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を組織し、本調査を実施するものとする。

- 2 調査委員会は、委員の半数以上がセンターに属さない外部有識者等で構成され、全ての委員が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会の氏名や所属を、告発者及び被告発者に通知するものとする。告発者及び被告発者は、調査委員会の構成に異議がある場合は、前項の通知から7日以内に異議申立てをすることができる。
- 4 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、内容を審査し、内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 調査委員会は、第22条第2項に定める最終報告の提出をもって解散する。

(調査方法及び権限)

第17条 本調査は、不正行為が行われたとされる研究活動に係る論文、実験ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

- 2 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 3 調査委員会は、告発された不正行為が行われた可能性を調査するため、被告発者に対し、再実験等により再現性の確認を求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを

申し出て調査委員会がその必要性を認める場合、それに要する期間、機器、経費等に関し、合理的に必要と判断される範囲内において行うものとする。

- 4 前項の再実験は、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
- 5 告発者及び被告発者は、調査委員会の本調査に対し、誠実に協力するものとする。
- 6 調査委員会は、センター以外の研究機関において調査が必要な場合は、協力を要請する。センターは、センター以外の研究機関から調査への協力の要請があった場合は、誠実に協力する。
- 7 調査の対象となる研究活動は、告発された事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 8 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(証拠の保全措置)

第18条 調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となり得る資料等を保全する措置を講じるものとする。

- 2 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動がセンター以外の研究機関で行われたものであるときは、当該研究機関の長に対して証拠となる資料等の保全措置を要請するものとする。
- 3 調査委員会は、第1項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(調査の中間報告)

第19条 最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動が競争的資金によるものであるときは、本調査の終了前であっても、研究予算の配分機関又は関係省庁若しくは関係機関の求めに応じ、調査の中間報告を配分機関並びに関係省庁及び関係機関に提出するものとする。

(調査中における一時的措置)

第20条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る競争的資金の支出を停止することができる。

(認定)

第21条 調査委員会は、本調査を開始した日から150日以内に調査結果をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の著作者の当該論文等及び当該研究活動における役割、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、直ちに配分機関に報告する。

- 3 調査委員会は、被告発者が行う説明とともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 4 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 5 被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆らないときは、不正行為であると認定することができる。
- 6 本来存在すべき生データや実験ノート、実験試料・試薬等の基本的な要素の不存在により、不正行為であるとの疑いを覆す証拠を示せない場合も不正行為であると認定することができる。
- 7 前項の例外として、例えば災害等、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができない場合は、この限りではない。また、被告発者が所属する、又は告発に係わる研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定めるデータ等の保存期間を超える場合についても同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第22条 最高管理責任者は、調査委員会から調査結果の報告を受けた時は、速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を報告する。
- 2 最高管理責任者は、不正行為を認定した時は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が係る他の競争的資金の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関並びに関係省庁及び関係機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関並びに関係省庁及び関係機関に提出するものとする。
 - 3 調査委員会は、配分機関からの求めがある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
 - 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者が所属する機関にも報告する。

(不服申立て)

- 第23条 不正行為を行ったと認定された被告発者、不正行為に関与したと認定された者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けた日から14日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 最高管理責任者は、被告発者から前項の不服申立てがあった場合は、その旨を告発者に通知するものとし、告発者から前項の不服申立てがあった場合は、その旨を被告発者に通知するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、第1項の不服申立てがあった場合は、その旨を当該事案に係る競

争的資金の配分機関並びに関係省庁及び関係機関に対して報告するものとする。

- 4 前2項の規定は、不服申立ての却下及び再調査の開始を決定した時に準用するものとする。

(不服申立ての審査)

第24条 調査委員会は、最高管理責任者の求めにより、不服申立てに基づく再調査を実施するか当該申立てを却下するかを審査を行い、不服申立てを受けた日から30日以内に、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加することができる。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 4 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者が、不服申立てについて再調査を行う決定を行った場合は、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、調査に協力することを求めるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の再調査への協力が得られない旨の報告を調査委員会から受けた場合、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとする。その場合には、直ちに被告発者に当該決定を通知する。
- 7 調査委員会が再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知するものとする。
- 8 最高管理責任者は、前項の結果を、当該事案に係る競争的資金の配分機関並びに関係省庁及び関係機関に対して報告するものとする。

(調査結果の公表)

第25条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する調査結果には、次の各号に定める事項を含むものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の所属、氏名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 調査委員会が公表までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員の所属、氏名
 - (5) 調査の方法及び手順
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査委員の所属・氏名等を含め、調査結果を公表できるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属・氏名

を併せて公表するものとする。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第26条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合は、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究活動の中止を命ずるとともに、内部規程に基づき適切な処置を行うものとする。

2 最高管理責任者は、被認定者に対し、不正行為が認定された論文等の取下げを勧告する。

(措置の解除)

第27条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、第20条に掲げる一時的措置を解除するとともに、第18条に掲げる証拠の保全措置については、第22条第2項の最終報告書提出後、又は当該報告書に対する不服申立ての審査結果が確定した後、解除するものとする。

(雑則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、研究活動上の不正防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し平成30年2月9日から施行する。

この要綱は、一部改正し平成30年8月21日から施行する。

この要綱は、一部改正し令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し令和6年10月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し令和8年4月1日から施行する。